

## 新型コロナウイルス感染症

# 非常事態宣言

今回の新型コロナウイルスは、

- 1 感染拡大のスピードが極めて早い
- 2 感染しても自覚がないケースがある
- 3 治療薬もワクチンもない
- 4 幼少の子どもから高齢者まで広く感染する

などの特徴のある、人類が初めて体験するウイルスである。

本県においては、3月半ばから急増し、3月22日から昨日まで19日連続で、1名の死者を含め、87名の感染者が確認されている。これは、緊急事態宣言の対象地域である7都府県に迫る高い発症数である。

1週間毎の増加数をみても、最近の1週間では46名で、その前の週の19名と比べ、約2.5倍に急増している。

さらに、可児市内のクラスター(集団感染)は終息することができたものの、岐阜市内において、ナイトクラブ関係のクラスターが発生し、昨日にも料理店における新たなクラスターが判明している。

そして、感染経路不明の感染者は、全体の約2割へと拡大しており、さらなるクラスターの発生が懸念される場所である。

これらの状況について、県専門家会議は、「県内全域で、待ったなしの危険水域に達している」と警告している。

以上を踏まえ、本県が「非常事態」にあるとの認識に立って、現在展開している「ストップ新型コロナ 2週間作戦」を抜本的に見直し、以下の「非常事態」総合対策を実施することとする。

- 1 「ストップ新型コロナ 2週間作戦」の強化・延長  
(5月6日まで)
- 2 まん延期に耐えうる医療提供体制の充実・強化  
(検査の徹底、病床の増加、マスク等医療資材の確保)
- 3 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

すべての県民の皆様とともに、「オール岐阜」でこの「非常事態」総合対策を実施することが不可欠である。ご理解、ご協力をお願いする。

令和2年4月10日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

## オール岐阜での感染防止対策を図るため、次の行動が求められています!

○ 外出の自粛の徹底(「STAY HOME」)

○ 人との距離を保つこと(「SOCIAL DISTANCING」)

### 県民への依頼

- 医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末問わず、また早朝・昼・夜・深夜を問わず、外出を自粛すること。
- 外出する際は、自分を守り、大切な人を守るため、「うつらない」「うつさない」ようマスク着用を徹底すること。
- 外出した際、不特定多数の方が触った可能性のある物(つり革、ドアノブなど)を触った場合は、必ず手洗いをすること。
- 人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保つこと。
- 特に、感染リスクが高まる3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が揃いやすい、接客を伴う飲食店や、合唱やライブハウス、スポーツ、カラオケなど呼気が激しくなる室内運動の場などを徹底的に回避すること。
- 少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめること。
- 企業においては、テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めること。
- 検温をはじめ、自らの体調確認を心掛け、体調不良の場合は、無理せず外出・出勤しないこと。
- 県広報やコールセンターを活用し、感染者に関するあいまいな情報や風評に惑わされないこと。
- 医療機関、スーパー、コンビニエンスストア、金融機関など県民生活の維持に必要な施設は営業されることから、買い占め行為を慎み、冷静に行動すること。
- 国の緊急事態宣言対象区域の7都府県への往来は自粛し、7都府県に在住の家族や友人、仕事関係の方等についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えること。また、帰省した際には、健康状態を注意深く観察すること。

### 感染拡大の恐れのある事業者への依頼

全国的にクラスター発生の原因となっていることに鑑み、感染リスクが高まりやすい、接客を伴う飲食店やカラオケ、ライブハウス、屋内スポーツなどの事業者に対し、以下の感染拡大防止策の徹底を図る。

- 利用者の入場時の手指消毒
- 不特定多数の方が接触する部分(ドアノブ、マイク、スイッチ、トイレなど)の小まめな消毒
- 利用者の3密(密閉・密集・密接)を避けるための配慮(定期的な換気)
- 従業員の健康チェック・感染防止教育
- 店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業等